

令和2年度秋の年次公開検証（「秋のレビュー」）

（4日目）

幼稚園の預かり保育の促進

令和2年11月15日（日）

内閣官房 行政改革推進本部事務局

○出席者

司 会：星屋行政改革推進本部事務局次長

河野太郎行政改革担当大臣

藤井比早之内閣府副大臣（行政改革担当）

岡下昌平内閣府大臣政務官（行政改革担当）

評価者：川澤良子評価者（取りまとめ）、伊藤伸評価者、伊藤由希子評価者、

滝澤美帆評価者

府省等：文部科学省、内閣府、財務省主計局

○星屋次長 それでは、皆さんがおそろいですので、少し早いですが、午後のセッションを始めたいと思います。

最初のテーマは、「幼稚園の預かり保育の促進」です。

本テーマを担当いただきます評価者の先生方を御紹介いたします。

Social Policy Lab株式会社代表取締役社長、川澤良子様。

政策シンクタンク構想日本総括ディレクター、伊藤伸様。

津田塾大学総合政策学部教授、伊藤由希子様。

学習院大学経済学部教授、滝澤美帆様。

本テーマの取りまとめは、川澤先生にお願いしております。

出席省庁は、文部科学省、内閣府、財務省です。

まず、行革事務局より論点について説明いたします。

○事務局 4点ございます。

待機児童が存在する自治体において幼稚園の預かり保育が日数・時間ともに十分に提供されているか。十分に提供されていない場合、その理由を把握しているか。

2点目です。少子化に伴い幼稚園に通う児童数が減少し、定員充足率が低下しているのではないか。空きスペースを小規模保育等に活用できるのではないか。活用にあたっての隘路は何か。

3点目です。幼稚園における預かり保育の開設日や開設時間は働く保護者の就業時間や送迎時間等を踏まえて十分なものとなっているか。例えば、預かり保育の時間が18時前に終了してしまう場合、仕事と育児の両立が困難ではないか。土曜日や長期休暇中における預かり保育の状況はどうなっているか。

最後です。幼稚園の預かり保育に対する補助金について、ユーザー目線で必要な開設日や開設時間が確保されるインセンティブ設計となっているかということでございます。

以上、よろしくお願ひ申し上げます。

○星屋次長 それでは、文部科学省より説明をお願いします。大体5分くらいでお願いい

たします。

○内閣府 まず、内閣府のほうから御説明させていただこうと思います。内閣府子ども・子育て本部でございます。よろしくお願ひいたします。

内閣府のほうでは、地域でも様々な子育て支援の取組を一括して支援する交付金全体を所掌しておりまして、今回のテーマとなっております、幼稚園の預かり保育に関する補助も、その交付金の中に含まれてございます。ですので、このために、まずは内閣府から交付金の仕組み全体について簡単に御説明いたします。各事業の具体的な内容については、各省庁で見いただいているところでございます。

それでは、1ページ目を御覧いただきたいと思います。こちらは、子ども・子育て支援法に基づく制度の概要でございます。全部で4つの事業から成り立っております、幼稚園の預かり保育は、左から3番目、紫色のところですがけれども、地域子ども・子育て支援事業に含まれてございます。地域子ども・子育て支援事業に①～⑬まで事業が載っておりますけれども、⑩の「一時預かり事業」の中で、幼稚園の預かり保育の補助も行っているところでございます。

2ページを御覧いただきたいと思います。こちらは、子ども・子育て支援新制度の給付・事業の全体像という資料でございますけれども、右側のほうに、制度の各事業のお金の流れが載っておりますので、簡単に御紹介いたします。地域子ども・子育て支援事業は、紫色の線にありますように、国から、子ども・子育て支援交付金といたしまして、市町村に交付されてございます。

3ページを御覧いただきたいと思います。こちらは交付金に関する資料になっておりますけれども、右上のほうに交付金全体の予算額が載っております。令和2年度の予算額は、1,453億円です。来年度の予算額については、予算編成過程で検討することとされているところでございます。

4ページから5ページにかけては、13あると先ほど申し上げましたけれども、地域子ども・子育て支援事業のそれぞれの事業の内容を参考にお付けしてございます。

5ページ目の⑩というところが一時預かり事業でございますけれども、主に2つの事業から成り立っております。1つ目が、本日のテーマとなっております、幼稚園の在園児を対象とする預かり保育でございます。もう一つは、在宅で子育てをされている方が、通院などで一時的に子どもの面倒が見られないときに、保育所などで預かる事業でございます。その2つが主な事業となっております。

内閣府からの御説明は、以上となります。

○文部科学省 続きまして、文部科学省のほうから御説明を申し上げます。

資料のほうはグラフが書いてあるページを御覧ください。幼稚園数と認定こども園数の移行ということで、幼稚園の数でございます。まず、左側の一番背の高い棒グラフのここ

ろは昭和60年、これが幼稚園数のピークでございました。現在、ずっと右の一番端っこのところに行っていただきまして、青いところが私立の数ですけれども、約3割強の減、ピークに比べてですね。公立につきましては、緑の色でございます。ここは約4割強減ということで、数自体は減ってきているということでもあります。

もちろん少子化ということもございますけれども、2ポツ、下のほうを御覧いただきまして、教育・保育を一体的に行おうという保育のニーズに応えた新しい仕組みを政府全体で作らせていただき、こちらのほうがぐんぐん伸びているということで、大分、幼稚園から、この認定こども園という保育もやりましょうという新しい仕組みのほうに移行しているという状況がございます。

次のページをおめくりいただきまして、では、現在のその幼稚園における預かり保育はどうなっていますかという状況でございます。1ポツにグラフがありますけれども、預かり保育はどれくらいの幼稚園がやっていますでしょうかということ、約9割のところをやっているということでございます。特に黄色い折れ線グラフ、私立のところですが、ほぼ全て97%くらいがやっているということ。また、公立につきましては、7割くらいという状況になってございます。

少し、預かり保育の具体的なイメージを申し上げます。大体、幼稚園の教育時間は、例えば9時半とかから2時半とか、そういったような時間帯に教育時間が設定されていますけれども、預かり保育というのは、その前後に活動するというものです。その前のほうですけれども、例えば出勤が7時半くらいからだわという感じだと、そのくらいからお預かりを始めて、また、後ろの時間はいろいろありますけれども、5～6時台までというところが多いです。

活動の特徴としては、年齢の違う子どもと一緒に過ごすということが多くて、あとは基本的に学校教育の時間が終わっていますから、少しゆったりした感じでというようなイメージで、地域の読み聞かせのボランティアの方に来ていただいたり、また、お年寄りとコラボをしたり、学童保育とも一緒に活動するなどといったようなイメージです。時間によりましては、お昼寝とか、おやつとか、そういったものが入ります。

2ポツが、預かり保育を行う要件ですけれども、設定しているところが青いグラフ、設定していないところがオレンジということになっています。預かり保育を行う要件を設定しているところに、どんな要件を設定していますかと伺いますと、やはり就労というのを要件に設定しているというのが一番多うございます。ほか、兄弟の学校行事や介護、社会参加等といったものも設定されています。

その他が結構多いのですけれども、御自分の通院ですとか、第二子、第三子の御出産を控えられて、その準備、また、御自身の通っていらっしゃる通学といったようなものがあります。昔は、おじい様、おばあ様と一緒に暮らして、ちょっとお願いということがなかなかしにくい状況もある中で、こういった就労以外の預かり保育のニーズもあるということに留意する必要があるかと思えます。

次のページをおめくりいただきまして、幼児数や終了時間状況について入れております。預かり保育の受入れの幼児数ですけれども、平成28年と令和元年を比べて、一番下の箱のところの右端を見ていただきますと、全般的な数字でございますけれども、少し受入れの人数が増えているということ。また、右の保育時間の終了、ここは論点になっているかと思えますけれども、幼稚園の預かり保育は少し延びて、努力もしているという状況でございます。

では、実施していない園というのは、何で実施していないのですかというのが、4ポツでございます。上から2つ目から、経費の確保の問題、教職員の負担、施設設備、人員の確保といった問題がございます。幼稚園の先生、保育園の先生は、今、有効求人倍率は3.5倍超ということになっておりまして、これがなかなか我々のその努力というか、御支援等もしていかなくはいけないという状況がございます。

次のページをおめくりいただきまして、特に私立の幼稚園に対しては、国は都道府県がその幼稚園に対して補助する経費の半分以上で御支援を申し上げるという仕組みになってございまして、そこでの支援も行っております。点線枠囲みのところですが、やはり保育のニーズの増加に応じて、我々も国の補助単価の充実ということを努力させていただいております。都道府県でも、やはりその単価も増加傾向にあって、実際の預かりの人数ですとか、保育を開設している園の割合、少し遅めのところも大分伸びてきているということで、徐々に成果を挙げてきていると言えるかと思えます。

最後でございます。待機児童数の多い地方公共団体で預かり保育はどういうふうな状況ですかというものでございます。ここの表の中の真ん中ですね。待機児童数の多い10市区町でございます。ここの幼稚園における預かり保育の実施率を調べてみますと、公立で7割強、私立で98%という形になっておりまして、全国で少し高い割合となっております。

ここの各市区町村で作っておられます、子ども・子育て事業支援計画では、どれくらいの保育の必要がある子どもというものがいるか。また、どれくらいの受け皿をどういった施設で何人くらい受け入れましょうかという計画を立てておられまして、いずれもこの10市区町に幼稚園預かり保育を入れていただいております。

公立が少し低いところがありますけれども、少しエピソード的には、公立は特別な支援が必要な幼児の受入れなどに特化、重点的にやりますといったようなところもあれば、なるべく公私にかかわらず、認定こども園の移行を進めていますといったところもあります。また、私立の民の力を活用してということで、公立で、税金でお金をかけていくよりは、公私が連携して、新たに公私の連携した認定こども園を開設しますといったようなプランを立てているということもございます。

最後、その資料の下のポツのところにかかせていただいておりますけれども、我々の課題認識としては、大分待機児童がいらっしゃる市区町村が全体の2割くらいで、大都市の近郊に集中しているということも踏まえまして、よりきめ細やかな対応が必要と考えてございます。今後はそういった地域における幼稚園の預かり保育の状況の分析も行いまして、

必要なサポート等、ヒアリングをして、個別に丁寧に対応していきたいと思っておりますので、また御議論の中で様々に御指導をいただきたく、お願いを申し上げます。以上です。

○星屋次長 ありがとうございます。

それでは、議論に入りたいと思います。評価者の先生からお願いします。

では、伊藤由希子先生。

○伊藤（由） 評価者 御説明をありがとうございました。ちょっと確認したいのですが、預かり保育をすることのそもそもの目的について、これは待機児童を解消するということでよろしいのでしょうか。

○星屋次長 文科省。

○文部科学省 ありがとうございます。それも一つの大きな目的になってございます。また、先ほど申し上げたように、待機児童、就労とのセットという以外にも、今、核家族化もある中で、専業主婦をされている家庭にも、やはり2人目とかになると、いろいろとヘルプが必要というようなこともあり、そういった就労以外の目的でも対応させていただいているということでございます。

○伊藤（由） 評価者 それであれば、それに関して伺いたいのですが、まず、その預かり保育を増やすということで、待機児童が減少するというストーリーの設定そのものが、結構苦しいのではないかという実感は私を持っています。何件か幼稚園に預けられているお母様に伺ったりしたわけですが、預かり保育の中で、そもそも就労を理由に預けている世帯というものが少ないということで、例えば保育料の補助に関しては、その就労の時間が一定数あると、1号認定、2号認定、3号認定という中、2号認定というのがあるのですが、その2号認定を受けて、幼稚園の預かり保育を利用されている方というのは、実は1割くらいなのではないかという、東京都のある区での情報もあります。

つまり、就労を理由に預けている世帯がそもそも少ないと、そもそも長時間の預かりを利用する児童が少ないですし、そういうふうに数名しかいない預かりだと、なかなか心理的にも預けにくいというようなことがありまして、結局その就労を理由に預かり保育を利用するということができないのではないかというふうに考えています。なので、預かり保育を増やせば就労ができて、待機児童が減少するという、そのロジック設定がそもそも苦しいのではないかなと思いました。

今、御説明にあったように、単に待機児童が減少するかどうかということではなくて、ほかの成果があるということであれば、例えばおっしゃっていただいたような、その子どもへの幼稚園の日中の保育にはない、お年寄りとの交流ですとか、読み聞かせの活動です

とか、子どもへの教育的な機会の提供の幅が広がるですとか、あるいは保護者のサポートがなかなか減っている中で、就労が理由ではないけれども、やはり自分の子どもの面倒が見られないときに、預ける先があるということは安心であるということであるのであれば、その待機児童の解消ではなくて、その子どもへの教育的な機会がどれくらい増やしているかとか、あるいは保護者にとって安心な預け先の機会が増えているのかどうかという点から、事業の成果をもう一度ちょっと把握し直す必要があるのではないかというふうに思いました。

今の資料を見ていると、園では実施しています、90%ですという数値を挙げて、園としてやっていますということの情報は出ているのですけれども、それによって、その子どもがどういう新たな活動ができているかとか、保護者にとって、それがどのようなメリットをもたらしているのかということに関する情報が不足しているように思いました。とりあえず長くなりましたので、以上にいたします。

○星屋次長 では、文科省、よろしいですか。

○文部科学省 ありがとうございます。重要な御指摘をありがとうございます。政府全体で待機児童の解消というのが大きな問題になっている中で、何とか幼稚園もというところもあり、こういったような御紹介をさせていただきましたが、別の観点も、というところは、おっしゃるとおりかと思えます。となると、その就労をされている方に全く対応していないかという、そうでもなかったりする現状もございます。

実際に、平成28年くらいなので大分前になってしまって恐縮なのですが、実際に各幼稚園の預かり保育を利用されている方と、その理由を聞いてみますと、フルタイムで働いているからという方も、利用されているうちの1割くらい。また、パートタイムで大分使っていらっしゃる方もいるようです。ですので、例えば9時半～2時半くらいが普通の教育時間だとすると、例えば9時半～6時半までは働いていないけれども、近くのどこかでパートをされているよといったような方も使われているので、複合的な待機児童を減らすというところだけではないポイントもですけれども、やはり待機児童を減らすと。そういった方が保育所に流れると、今度はまた保育所がぱんぱんになってしまうということもあると思いますので、そういった事態もあるということでございます。

○星屋次長 では、ほかの方、滝澤先生、伊藤伸先生、どちらでも。

では、伊藤伸先生。

○伊藤（伸） 評価者 今回の伊藤先生の質問のつながりで、これは多分エピソードベースでいくと、いろいろ出てくるところがあって、私の周りでも本当に様々なのですよね。幼稚園で預かり保育をしている方の中にも、まさに今おっしゃった就労のために使っている方

もいますし、パートタイムで使っている方もいる。これはエビデンスでしっかり持たないと、この議論はずっと続いてしまうところがあって、文科省の資料の10ページで、最後に御説明の中にもありましたけれども、多分これは今まだマクロ的な調査しかできていなくて、待機児童数の多い市区町村の中での預かり保育実施率は入っていますけれども、では、具体的にこの間、この待機児童対策をやり始めてから、2万4000から1万4000に半減していることと、具体的にこの幼稚園で預かり保育をしていたことがどれだけインパクトがあったのかという分析がないと、なかなかこれの解は出てこないのかなという気はしているのです。

その意味で行くと、ここで問題意識として書かれている、今後、きめ細かな分析をするというのは、ある意味、時間的には、それほど許されているわけではなくて、これがないとなかなか次の対策を打てないのかなと思うのですが、何か具体的な検討などがあれば、教えていただきたいのですが。

○星屋次長 文科省。

○文部科学省 ありがとうございます。具体的にどうやってヒアリングをしていくかということはあれですけれども、おっしゃるとおり速やかに、特に市町村さんのほうに実際にお聞きに行って、どういった支援が必要かといったようなことを早急にやりたいなと思っています。実際に見ていただくと、皆さんはこういう、すごい計画を立てておられますので、問題の所在も伺えば、ある程度は分かるのではないかという期待もごございます。速やかにやりたいと思います。

○伊藤（伸） 評価者 そのときにヒアリングということだけではなくて、この過去の部分で、先ほど申し上げたような、この待機児童がだんだん減ってきている、例えば市の中で、そこが例えば、この5年の中で預かり保育がどれくらい広がってきていて、預かり保育にどのくらいの子が入っているのかというところまで分析をすることによって、分かってくるのではないかなと思います。

○文部科学省 ありがとうございます。まさに我々の中でも、そういう議論をしていたところです。実際に個別の市で伺ったところで、幼稚園を相当活用していますというところがおありになって、例えば、都市部で大きな面積を確保することも難しいとか、問題が市の中でも、この区域だとかとなると、大きな投資をするよりは活用してということを考えて、やっているところも伺っていますので、おっしゃるとおり、うまくいっているところも併せて、と思います。

○伊藤（伸） 評価者 この話は最後にしますが、私が知っているところでも、1つの市の



中に幼稚園が5園あって、そのうち、預かり保育をやっているのは3園、これはいわゆる調査の中でいくと、預かり保育をやっている市というふうに判断はされるのだけれども、預かり保育をやっていない2園は、実は駅前の割合、子どもたちが多いところで、逆に預かり保育をやっている幼稚園のほうは、定員割れをしているようなところになっているので、そういうミスマッチが起きていることというのは、結構やはりあるなど思っています、だからこそ、きめ細やかな分析が必要かなと思っています。

○文部科学省 ありがとうございます。

○星屋次長 では、滝澤先生。

○滝澤評価者 御報告をありがとうございました。先ほどから先生方も御指摘のように、やはり現状をきめ細やかに把握するということが重要であると思います。どこに何か足りていないのかということ把握することが重要です。こうした幼児教育サービスについても、サービスを受容する側と供給する側の双方に目配せをするということも重要だと思います。このことについて、3つ、簡単に質問とコメントがございます。

1点目ですけれども、サービスを需要する側です。サービスを需要する側については、繰り返しになりますけれども、どこで一時預かりのサービスの提供が足りていないのかということ把握することが重要だと思うのです。今日いただいた資料の8ページ目の「4. 預かり保育を実施していない理由」で、保護者からの要請がない、つまり需要がないということも項目として挙がっていたと思います。供給とのミスマッチというのが起きないように、無駄な資源の配分が起きないように把握することが重要かなと思います。

2点目ですけれども、サービスを供給する側、幼稚園側ですけれども、預かり保育を実施していない理由として、同じ図ですけれども、事業確保に必要な人員の確保が困難であるとか、教員の負担、経費の問題というのが挙げられておりますけれども、先ほど御説明でいただいた、9ページの補助額平均というのがありまして、こちらは経費の半分未満ということをおっしゃったのですけれども、私は相場観がないので教えていただきたいのですが、これは1幼稚園当たり140万円というのは1年の値なのか、この金額というのは個別の幼稚園により事情は異なると思いますけれども、十分助けになる金額なのかどうかということが2点目です。人手不足でできないというふうに回答しているところは、恐らく労働市場を見ると、賃金で解消する部分があると思いますので、引き上げに充てるとか、そういうことにも、その他の経費の問題をカバーできる金額なのかということをお教えいただきたいと思います。

最後はアウトカムですね。どのように把握すべきか。3点目ですけれども、単純に預かり保育の受入れ延べ時間で良いかどうかということですね。需要があるところに供給が足りているのかということだと思います。そういった需給のバランスの指標というのが必要

ではないかと思えますけれども、もしこの点のお考えがありましたら、教えていただければと思います。以上です。

○星屋次長 では、文科省。

○文部科学省 ありがとうございます。需要と供給のバランスといった点でございます。無駄な資源配分がないようにというところはおっしゃるとおりかと思えます。傾向として見ますと、公立は恐らく地方の財政も厳しいということだと思っておりますけれども、幼稚園が、もともと私立が割と多いものですから、民の力を活用しよう。公立で、その幼稚園のところは割とシュリンクさせていこうといったような話を多く聞きます。よって、その公私連携型の形で公立の幼稚園はもうやめてというか、民と一緒にあって、あとは、運営は民にやってもらうといったようなところが多く見受けられます。それは自治体の財政の事情からも、そういった判断があると思えます。

私学にしてみますと、これは幾らパブリックから補助が出ると言っても、全ては、我々が出しません。やはりもともとは寄附という形で私財を投げ打って作ってくださった方というところが始まって、もちろん、いろいろな税制の優遇等がありますけれども、やはり経営される学校法人の持ち出しがございます。そういった意味でも、その仕組みからしまして、もともとその過大な何かを御自分で負わない、支出を負わないようにという仕組みになっているものですから、そういった意味では、民にやっていただくということは、一つ無駄な資源配分ということは防げる要素もあろうかと思えます。

また、賃金の引上げについてでございます。ここのところはすごく大きな課題と思っております。それは幼稚園、保育所問わず、そこの処遇の改善というところに大分支援を、それこそ内閣府さんも厚労省さんも我々も努めて予算を確保しているところであります。そういった中で有効求人倍率が、まだそういった高止まりをしているということは、一部、努力もまだ足りないのか。これは民間の景気の動向もあると思うので、一概にはあれですけれども、引き続き、やはり努力をしたいと思えます。

預かりのアウトカムのところですが、そういった点は非常に必要かと思えます。実際に別のところの話ですが、幼稚園では学校評価というのをやっております。いろいろな教育活動、預かり保育も含めて、例えば満足されているかとか、その質はどうかとか、そういったようなことを学校単位で、幼稚園単位で見いただいているというのもありまして、これをもう少し、どう使っていかとか、そういったことも我々の今、御指摘いただいている宿題かなと思ったところです。

単価のところは。

○文部科学省（私学助成課長） 私学助成課長でございます。2つ目の9ページの単価と処遇の状況ということでございますけれども、むしろ14ページのほうを御覧いただければ

と思います。14ページにございますとおりに、私立幼稚園への私学助成の補助というのは、上の段にありますとおりに、所轄庁である都道府県が幼稚園のほうにすると。この額についての2分の1を国が補助するということになっています。ですので、この下の表ですけれども、基礎単価が70万プラス、例えば2人の先生を置いて、5時間～6時間で50万といった場合には、この合計120万の2倍、240万が本来、都道府県から1年間に幼稚園のほうに行く。その場合には、120万の部分については、国が負担をするという制度になっております。ここのところが十分かどうか。

あとは処遇全体ということになりますと、もともと私学助成では、9時～2時までの幼稚園教育に対して、まず補助をします。それに、さらに2時以降も預かり保育をするという場合には、その幼稚園の先生が引き続き預かる場合か、あるいは別途の人を2時以降に配置をするか。いずれのケースもありますけれども、その諸々の経費について、ここでカバーしているということになりますので、そこが十分かどうかというところだと思います。

○星屋次長 では、伊藤由希子先生。

○伊藤（由） 評価者 私からも2点質問というか、1点コメントを含みますけれども、8ページにある、保護者からの要請が少ないので預かり保育をやっていないという、この特に私立園の回答に関しては、ちょっと注意をして考える必要があって、そもそもこれは保護者が、こういう幼稚園のこの預かり保育の体制だと期待はできないなと思ってしまっている場合もあるかと思うのですね。やはり個別の事情を聞くと、そもそも幼稚園の夏休みの間、預かってくれないから、夏休みは仕事をしないというわけにはいかないのです。結局は無理だと。あるいは幼稚園の行事その他の都合で、そもそも預かれないという日があって、それが急に決まったりすると仕事の予定が立たない。

あとは、特に子どもにとって重要なと思うのは、保育園と違って、お昼寝がないのですよね。そうすると、3歳、4歳、5歳の子が、お昼寝がなくて、そのまま保育に突入しますので、結局、子どもの体力を考慮すると、早く迎えないと、今度は家庭でのケアが大変になるといった事情で、そもそも、なかなか使い勝手が悪いから預けられていないのではないかということで、働きたいと思っているけれども、今の幼稚園の預かりの体制では、とても就労だとか求職活動を始めることができないといった、その潜在的なニーズというのをもう少し細かく調査していただきたい。

あとはやはり、もし幼稚園に預けられて、子どもの手が離れたから働きたいなと思っている方にとって、子どもが3歳になったときというのは、一つの大事なタイミングだと思って、つまり入園のタイミングというのがとても大事だと思うのですけれども、例えば、それも園によっては、園の生活に慣れるまでは、なるべく預かり保育は利用しないでくれというふうに言ったりですとか、つまりプレッシャーが事実上はあるですとか、あるいは早生まれのお子さんとかで、おむつも取れていないから、うちは無理ですというふうな形

で、なかなかその保育に非常に理解がないような園もあつたり、あるいはやはり年少の3歳のお子さんだと、お昼寝なしで、そのまま保育と言っても、なかなか難しいので、結局ニーズがないというのか、そのニーズを諦めているというのか、両方もあると思うのですが、その点については、もう少しきちんと示していただかないと、そもそも例えばパートとかで短時間でも働きたいといったニーズにも、そういった預かり保育をただ単にやっていますという状態だけでは応え切れないと思うので、もう少しその保護者にとって使い勝手がいいものかどうかというのは、幼稚園の預かり保育の内情については、もう少しきちんと調べていただきたい。それに関して、御説明のありました9ページないし14ページの単価についても、どういう算定根拠なのかなということをお伺いしたいと思います。

特に9ページのように、単価を上げていますよね。なるべく預かる時間が増えるようにということで、単価を上げていますけれども、例えば、基準単価ですが、開園日の半分以上の日数に関して、預かり保育をやっている、かつ1日2時間以上、例えば2時～4時まで預かっていれば、もう基準単価がぼんと70万円を付くというのが、本当にその基準単価が良いのか、妥当なのかということがまずあると思いますし、預かり時間をちょっと増やすことによって補助単価を上げるということも、もちろんその預かり保育の充実という観点では、あり得るべき措置だとは思いますが、先ほど、滝澤先生がおっしゃっていたように、これは文科省側としては、都道府県に対して、ぼんとお金を付けるだけであつて、あとはその先は市町村であつたり、個別の園であつたりの裁量によると。そうすると、園はお金をもらうけれども、それをきちんと人に手当てに使えるのかということがやはり、あり得るわけです。

なので、最終的には、例えば賃金の状況がどうなっているのかとか、臨時の職員さんが何名入っている形になっているのかとか、あまりがちがち行政で設置基準だとか保育基準とか人員基準だとか、あまり厳しくするのは考えものですが、でも、付けた単価がちゃんと使われていて、それが保護者ないし子どものためになっているのかというようなアウトカム評価が、やはり足りないのではないかなというふうに思います。以上です。

○星屋次長 では、文科省。

○文部科学省 ありがとうございます。1点目、例えば長期休業期間中ですとかいった課題という点について、お答え申し上げます。長期休業期間中ですと、その幼稚園で預かり保育を実施しているかということなのですが、私立の幼稚園では、大体75%くらい。公立だと50%で半分くらい。全体のさっき申し上げた9割、何割という場合はちょっと減りますので、そういった点は潜在的な需要はあるけれども、それだと行くのはあれではないかという保護者の方もいるかなというふうには思います。

お昼寝は、状況によってはやっておりますので、幼稚園だからやっていないということではないのですが、お昼寝とか、おやつは、その長さとか状況によっても、しっか

りやっただいております。

あとは保育の理解が園によっては薄いのではないかと。便利なところにあるのにやっていないとかいったような、さっきおっしゃったところもございます。そこはやはり個別の園の考え方ですとか、また、その園を利用されている、逆に保育の必要のない方々とのバランスと、まさにそういった状況で園がどうスタンスを決めるかということもあろうかと思えます。

一方、今後のことを考えれば、各園もそういった保育に積極的に取り組むということは、やはり方向性としては、もちろん、ある方向だと思いますので、そういった状況もきめ細やかにと思っております。

あとは補助金でオンをした分、しっかり処遇改善とか、そういったものに使われているのかといったような御指摘でございます。実際にいろいろな、我々も努力して、幼稚園側の努力もありまして、お陰さまで幼稚園の先生は年収が大分上がってきております。具体的には、例えば、これは平成28年と比べた数字を若干御紹介申し上げますと、平成28年で大体340万円くらいの年収だったのが、あるいは元年だと大体367万円というような形になってきて、また、勤続年数もちよっとずつではあるのですけれども、7年台だったのが、先生方は8年台というふうに少しずつ延びてきているということもございます。

もちろん、私学の場合は法人が給料を上げないと我々を出しませんから、あれですけれども、そういった形で少しずつ処遇も改善して、先生に長く働いて、いい教育・保育を行っていただくという環境は整っている途上ではありますけれども、少しずつ改善されているかなと思えます。もし補足があれば。

○文部科学省（私学助成課長） 補足いたします。9ページの資料でございますけれども、この単価の考え方等という、実際にどのように機能しているのかということですが、先ほど申し上げましたとおりに、補助の主体が都道府県になりますので、その都道府県が実際に補助をする額のうちの2分の1を補助する。そのときの単価ということになりますので、実際には、例えば70万の基礎単価について、2分の1補助ですので、実際には幼稚園のほうには140万が行くはずなわけですが、この下のほうの1円当たりの補助平均を見ていただきますと、139万ということになっておりますので、実際には都道府県においては、この補助単価のところまで追い付いていないというのが現状。逆に言うと、この補助単価は補助上限額ということでございます。

そのときに、さらに長く預かり保育を開設することに対するインセンティブになるようにということは、まさにそのとおりかと思えます。そのときに私どもも補助主体が都道府県で、都道府県に対しての補助ということになりますので、どうしてもこの補助単価の範囲、つまり、2時間以上開設しているところにちゃんと補助が行っているのか。あるいは、そこではちゃんと2人以上の人が措置されているところかどうかということについては、国のほうでもチェックをし、それに基づいた金額を交付するということになるのですが、

それによって何人とか、どれくらいの時間ということでも、クロスというのができていないので、先生の御指摘のところは、補助金の効果ということについては、少しもっと綿密なデータを取るべきではないかという御指摘かと思っておりますので、その点については少し考えていきたいと思っております。

○河野行政改革担当大臣　ちょっとその件でいいですか。今、補助の基礎単価の要件が開園日の半分以上の日数、1日2時間以上の預かり保育をやっているならば、補助を出しますという話なのだけれども、これは例えば開園日数の半分、預かり保育をやっていると言うと、フルタイムで働いている人は預けられないこととなりますよね。要するに極端なことを言えば、2日に1回しか預けられない。あるいは2時間ということは、4時に引き取らないといけないという、普通に9時5時で、フルタイムで働いていると預けられないということになってしまうので、そうすると、ここまで補助を緩めるのではなくて、フルタイムで就労している御両親が預けられるという基準に、つまり、平日はやってくださいねとか、9時5時で働いている人が預けられるような時間を開けてくださいね、その代わりに補助単価は引き上げますと言って、保育園に入れない待機児童をちゃんと預かり保育で、フルタイムで働いている両親も預けられるというふうに寄せていかないと、何となく半分だけ預かり保育をやっているところにも補助を出してしまうと、結局、待機児童の解消にはつながらないので、何か予算がその分、無駄遣いされるような気がするのだけれども、これをもっと切り上げて、フルタイムに就労している御両親向けに確実にやってくださいというふうに政策誘導をしていくべきではないのですか。

○星屋次長　どうぞ、文部科学省。

○文部科学省（私学助成課長）　御指摘をありがとうございます。本日のデータでは出ていないのですが、預かり保育をしている幼稚園において、週にどれくらいやっているかというデータのほうでいきますと、ほとんど毎日、月～金に近いので、その意味では、この下限のところですね。週当たり開設日の下限というのは、データと照らし合わせる必要があるかと思いますが、もう少し上のほうにしても、本当はいいのかなという感じがします。

もう一つ、1日当たりの時間をより延ばすかどうかということについては、8ページのほうの「②預かり保育の終了時間」というのがございます。これは実際には、5時以降までというのが81.3%ということなのですが、このブルーの部分で6時まで、6時以降になりますと、この緑のところというのが実態でございます。

御指摘のとおり、より長く預かれるようにということで、この青のほうから緑のほうに寄せていくような補助金の体制にということであると、補助金の先ほどの9ページのほうからいたしますと、この下のラインのほうで、単価が開設時間と配置の人数によって決まってくるので、この階段が今の階段のままよりも、もうちょっと、より長くするほ

うにインセンティブが働くようにということで、効果的かどうかということについては、適宜見ていかななくてはいけないと思います。

その一方で、上のほうの2時間以上というのは、逆に言うと、今度は補助の下限になってきますので、今、御覧いただきましたとおり、4時間よりも下のほうで、今、現に開設している幼稚園がありますので、今度は下限をどこまで引き上げていいかというのについては、先ほど、冒頭のお話でもあるかもしれませんが、幼稚園の場合には、2時まで預かっている幼稚園教育を行い、それを引き続き、プラスアルファで2時以降も預かるということですので、その間での補助の負担を上げ過ぎてしまうと、撤退するほうに行ってしまうとまずいので、その意味では、見直しの方向として、階段といいますか、より長くすると加算されていくというインセンティブの話と、あとは範囲、下限の話という、この2点から見直していく必要があるのかなと思います。

○河野行政改革担当大臣 その待機児童がいる自治体については、幼稚園にある程度、預かり保育をやってくださいと言って、ある程度、事実上は義務化するみたいなことというのは、できないのかしら。

○星屋次長 文科省。

○文部科学省 ありがとうございます。これはまさにきめ細やかに聞いてという、先生方からありますけれども、各市町村さんの計画のほうで、やはり保育所、認定こども園、幼稚園等を含めて、どこにどれくらい作っていかうかという、現場が一番、事情を分かっていると思いますので、そこは国が一律にこうと言うよりは、まず市町村さん、ここと丁寧にお話をして、我々のもっと効果的な支援というのを伺って対応するのがよかろうと思っております。

○河野行政改革担当大臣 そのときに自治体がある程度、待機児童がいるから、やってくださいと言える権限を自治体に渡しておいて、無理に施設を増やすよりは、既存の施設にお願いをする。その代わりに、ちゃんと補助なり何なりの手当てはするというほうが、その施設を作ってしまうより効果的だから、それなりの権限を自治体に渡すというのは、これは文科省というよりは、文科、厚労、内閣府、みんなでやらなければいけないことだと思うけれども、そういうことは必要なのではないかと思うのだけれども、どうかしら。

○星屋次長 文科省。

○文部科学省 ありがとうございます。その辺りも実際に市町村さんがどういう感触を持っていらっしゃるかを聞きたいと思います。各市町村でそれこそ保育所から、幼稚園から

関係者が集まる会議みたいなものを皆さんが設置されていて、そこで関係者間でも協議をしたりされているので、こういったプッシュが国から必要かというのを丁寧に、大臣がおっしゃってくださったことも含めて伺ってみます。

○星屋次長 川澤先生。

○川澤評価者 今のお話で、まさに幼稚園の預かり保育は3歳～5歳の待機児童を対象に、その預かり保育を推進することで待機児童を解消していくという、そういう話だと思えます。今お話があった連携という話で言うと、0～2歳の待機児童を含めて、例えば幼稚園の空きスペースを活用した小規模保育であるとか、あとは認定こども園の一時預かりであるとか、本当にいろいろな対策、預かり保育を推進する中での対策を内閣府や文科省を初め、関係府省が連携して、協議、検討していかなければならないのではないかと思います。

それは市区町村レベルでは、今、協議会があってというお話だったのですけれども、国レベルでも、そういったきめ細やかな実態把握ということは、先ほども議論がありましたけれども、実態把握を踏まえて、関係府省庁できちんと協議、検討というのはされているのでしょうか。

○星屋次長 どちらでしょうか。内閣府、文科省。

○文部科学省 実際にこれからきめ細やかにということは、我々が一緒にやっていくことだと思っているのですけれども、お隣にいる内閣府さんとも、我々も週に1回くらいは会って、内線でもつながるのではないかとというくらいのあれをしております、これまでのいろいろな経緯を経て、相当に我々も連携感が強まっておりますので、頂いた御指摘の部分もしっかり3府省で連携してやりたいと思っております。

○星屋次長 では、内閣府。

○内閣府 今、文科省さんからお話いただいたとおりですけれども、行政レベルでは定期的に顔を突き合わせて議論して、待機児童の問題についても、総理も幼稚園を含めて、いろいろな資源を活用して待機児童の解消に結び付けていくべきという御発言も頂いていますので、より一層連携していく必要があると考えています。

会議体といたしましても、内閣府に子ども・子育て会議が設置されております。ここでは幼稚園関係の方も、保育所関係の方も、認定こども園関係の方も入っていただいて、それから自治体の方も入っていただいて議論をする場が設定されておまして、いただいた御指摘を踏まえて、さらによく緊密に連携を図ってまいりたいと考えてございます。



○星屋次長 では、藤井副大臣。

○藤井副大臣 各市町村によって、それぞれ事情が違うので、ということなのですけれども、いろいろと現場を聞いていますと、私学助成の世界と新制度と分けて話をしたいと思います。私学助成の話だと、先ほど、9時～2時という話がありました。それ以降やろうと思ったら、これは要するにシフト制を組まないといけない。結局3交代とかしらないといけないということになりますと、やはり人件費が大変だという形になるのですよね。もともと新制度よりも月1万くらい少ないという話もありますので、それでさらに特に夕方とか、特に9時5時では終わらないと。もうちょっと後まで預かってほしいと言われたときには、本当に3交代で先生を確保しないといけないという形になりますので、そういったところが必要だということに目を向けていただきたいなと思います。

新制度の場合は、これは新2号とかか青天井になっていて大変だというのがあるのですけれども、これは多分、公定価格とか、保育所の場合は大体70人が普通というところでやっていて、本当は受け入れられるのだけれども、大規模園だと単価がむちゃくちゃ下がって、本当は0歳児、1歳児、2歳児も受け入れたいのだけれども、先生の収入額は10万円くらい変わってきたりする。こういう個別の単価表も現場に合わせてやっていただくことが必要なのではないかと思います。

要するに私学助成の話に戻りますと、これは3交代ということになりますと、人を確保するのが大変だということになると、今度は逆に利用者の方に時間割で使うということも考えていただけないかと。お父さん、お母さんにね。ということも必要でしょうし、一方で、利用者にとっては、実は新2号のほうは、利用者の負担軽減が少ないのではないかと。それで始めから預けるのを諦めているという親御さんがいらっしゃるのではないかと。そういうところのニーズもしっかりと現場を見つけてやっていただきたいなと思います。

○星屋次長 では、伊藤伸先生。

○伊藤（伸）評価者 多分、一昔前だったら、幼稚園は午前中で終わり、どちらかの親は家にいて、両方働いている家というのは保育園に通うという何となくのイメージがあったけれども、これは既に政府の方針としての幼保一体なのだということの中で、認定こども園というのを、今、進めているし、ただ、特に私立の幼稚園はあくまでも園の一つの考え方があるから、これは別に全員、認定こども園にきなさいという義務があるわけではないからこそ、幼稚園が残っている。園に方針があるということは、これは何も否定されるものではないと思うのです。ただし、一昔前、私が子どもくらいのときは明らかに変わっているのは、働き方が多様化していて、少なくとも両方の親がフルタイムで働きたいというニーズもあるし、逆にどちらかが家にいたとしても、それは逆に先ほどリフレッシュとか、2人目の子どものときとかということと同じように多様なニーズが生まれているから、こ

れをどこまでサポートするかというのは、今日の大きな論点なのだと思いますが、保育のほうはもう既に夕方までやっているから、今度は、幼稚園はどうするかという話だと思いますのですけれども、その中で特に私立は一つ、まさに民間の幼稚園だから方針があるとしても、データを見ていると、公立の幼稚園のほうで、そこが預かり保育をやっている園の比率が減っているというところは、先ほど最初の御説明の中で、この後、認定こども園に移行する方向を持っているから、今はあえてしなくてもいいという御意見もあるということだったと思うのですけれども、そこはもう一つ踏み越えて、公立の中で本当にそういう多様なニーズを受け入れるという意味での預かり保育のニーズがないのかどうかというのは、もっともっと細かく分析をしなければいけないのではないかと。

これは多分細かい対応を実際に対応するのは自治体のほうであって、文科省がどれだけこれをやろうとしても、やはりそれは自治体こそが知っているところだと思うので、その意味では、今、来年度の概算要求では、先ほどの預かり保育の補助基準について、少し増額の要求が出ているのが、14ページで分かると思うのですけれども、補助金の金額を上げるかどうかという判断が優先されるのか。もしかしたら、先にもっともっと細かなニーズ分析をした上で、先ほど大臣がおっしゃっていたような、自治体のほうにある程度は権限を委ねている。細かなことができるように。そのほうが優先されてもいいのではないかと。そういう考え方もできるのではないかなと思うのですが、そこについてはいかがでしょうか。

○星屋次長 では、文科省。

○文部科学省 ありがとうございます。副大臣から頂きました御指摘も、細やかに見て、制度の中でどういったバランスを取っていくことが大事かということをも十分、関係府省とも協議させていただきたいと思っております。

伊藤先生からのお話でございます。多様なニーズがある中で、公立の割合が低いというところですね。まさに細やかな聞き取りの中で、本当に必要なところで公立園があっても、仮にやっていないところがあるとしたら、それはどういうことかということをしつかり伺っていかなくてはならないかと。公立なので、当然そこは市町村のあれである程度できる話なので、そこはあるとしたら、しつかりやっていただくようにということをお願いしなくてはならないかと思っております。

私学助成の関係。

○文部科学省（私学助成課長） 私学助成のほうでは、まさに単価のほうをこれまで、単価の特に下限、下の欄ですね。時間数に応じた部分について増やしてきているということではございます。その一方で、今もお話がありました、実態としては、先ほどの8ページのほうで、先ほども御覧いただきましたけれども、右上のところの預かり保育の終了時間

のところ、5時前のところが減って、ブルーのところは、実は変わってなくて、緑のところ少し伸びている。つまり、下の段から上の段、上の段から、さらに上の段というふうに流れがある。これを加速するような、2段目のほうの傾斜の配分というのが、どのようにあるべきなのか。さらにそれをぐっと、AからB、BからCへという動きにできるかどうかということについては、実態も見ながら考えていく必要があるかなと思います。

○星屋次長 川澤先生には、そろそろ準備をお願いします。

では、政務官、お願いします。

○岡下政務官 ありがとうございます。まず教えていただきたいのですが、このアンケートの調査結果なのですが、これは全国の園を対象に調査されたのでしょうか。

○文部科学省 さようでございます。

○岡下政務官 今どうやって預かり保育を促進していくかということで、私は大阪なのですが、人材の確保、これに地元の園の皆様方が大変苦慮されておられます。先ほど、有効求人倍率が3.5倍を超えているという御報告がありましたけれども、保育士さん、あるいは幼稚園の先生方が、なかなか人材が、集まらない。その要因は、大阪の場合例えば3歳児、私立幼稚園の場合は、国の基準は大体1クラスで35名。ところが、大阪府は条例で25名という設置にしております。これは人員配置の基準です。1人で35名を見るよりも25名のほうが、きめ細かく子どもたちを見られるということで、長年これを継続してきました。よって人員が、園の方で先生方の人数がどうしても増えてしまうのです。そうなってくると人件費がかかってくる。

では、補助はどうなっているかと申しますと、私学助成は先ほどもお話が出ていましたけれども、都道府県側が上限を決めてしまって、本来、園に入る助成金が入らないという状況も起こっておるのです。なので、まずこの有効求人倍率をどうやって下げていくか。あるいは人員の確保をどうやってしていくのか。ここに着目をされた方がいいのではないかと。と言いますのは、今、新たな派遣、幼稚園の先生とか保育所の先生方への派遣が、新たな形ができつつある派遣業ができていまして、例えば年俸制で、1年単位で先生を派遣していくと。新卒で保育士資格を取れたばかりの方も、ノウハウや知見がないにもかかわらず、その派遣業に登録すると、園の方を紹介していただく。ところが1年たってしまうと、また次の園に行ってしまう。ようやく園の伝統や文化を知っていただいたにもかかわらず、それで1年でばっさりといなくなってしまう。こういった現状も起きているのです。なので、ぜひこれから人材をどうやって確保していくのか。ここに着目をして政策誘導をしていただきたいと思います。

○星屋次長 ありがとうございます。

では、文科省。

○文部科学省 大変重要な御指摘をありがとうございます。人材確保も我々は本当に最大の懸案事項というか、課題だと思って対応していきたいと思います。最後に派遣の話もございましたけれども、教育・保育は良質なものを提供するということを第一に考える我々としましては、経験を積んだ先生、長くいて保護者の方にも、先生にも安心してやってもらいたいということです。

派遣業のほうはビジネスの観点から、いろいろなお考えがあらうかと思えますけれども、我々のほうでも幼稚園、学校教育を提供している主体自体がしっかり自分たちで、人に頼らなくてもいい人材をきちんと確保するよとといったことで、そういった観点の事業等もして支援をさせていただいております団体のほうでも、そういった登録システムとか、先生方も自分の子どもを産んだ後に、また帰ってきてもらうといったようなことも努力しているんで、今おっしゃってくださったような点も含めて、ほかの人材確保の政策でも、しっかり努力してまいりたいと思います。ありがとうございます。

○星屋次長 ありがとうございます。

そろそろ時間もあれですので、最後に伊藤伸先生。

○伊藤（伸） 評価者 多分これは、全ては子どもや保護者がどれだけ、小学校に入る前の居場所を作れるかということ。あとは保護者がいろいろなニーズをかなえられるかということかと思っているのですが、特に幼稚園のほうは、先ほど最初に御説明があったように、幼稚園の園児は減ってきている中で、ある意味、私立のほうは、かなり生き残り競争が進んでいるからこそ、この午後の時間帯の使い方に教育的機能をどう付加することによって、逆に子どもにそのまま来てもらうか。よくある事例は、習い事の機能を午後から、例えばピアノだったりとか、英会話の先生に幼稚園に来てもらって、そこで教えるというように、私が見にいったところがそうだったのですけれども、そういうような機能をすることによって人気が出てくるということは多分にあるなと思うのです。

だからこそ、ある意味これはめり張りが必要かなと思っていまして、補助で何とか預かり保育をやってくださいということだけではなくて、既にそういう競争が始まっているからこそ、これはまさに私立の世界が多いからなので、さっきの公立の話に戻ってしまうのですけれども、公立の幼稚園は、その競争にある意味では、さらされにくいというのか、それは園の経営の違いがあるので、そこはもっともっと文科省としては考えていく必要があるのではないかなと思います。

○星屋次長 では、文科省。

○文部科学省 ありがとうございます。預かり保育の実施率が低いといったところから、そういったところにきちんとサービスをパブリックとして、していくべきという御指摘かと思っておりますので、よく確認をしたいと思っております。あとは実際、割とやはり都心部で公立が残っているところは、割と預かりを提供していただいていたりして、例えば市と言っても広うございますので、その学区とかによっては、実は公立がないとか、そういったところもあるようですので、事情を各市町村によく伺いたいと思っております。

○星屋次長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

それでは、時間がまいりましたので、川澤先生より取りまとめのコメントをお願いいたします。

○川澤評価者 御意見を踏まえましたコメント案を申し上げます。

待機児童が存在する市区町村において、幼稚園の預かり保育がどのように提供されているか。幼稚園の預かり保育の日数や時間、長期休暇中における開設状況や保護者にとっての利便性などを、きめ細かく実態を把握すべきである。その上で、十分に提供されていない場合は、その理由を分析し、待機児童が存在する市町村の働く保護者にとって、まずは実施率の低い公立幼稚園、私立幼稚園について十分な質を確保した預かり保育の開設を求めるべきである。このような実態の把握や対策を講じる際には、自治体の意向を十分に踏まえるとともに、内閣府を初めとする関係省庁は幼稚園の預かり保育の推進や空きスペースを活用した小規模保育の推進、認定こども園の早期の移行など、連携して、あらゆる対策を速やかに講じるべきである。

また、預かり保育は待機児童の解消以外の目的も有するため、待機児童が存在しない自治体を含む全ての幼稚園において、預かり保育の質、安全な預け先であるかなどを評価すべきである。

私立幼稚園の預かり保育に対する補助金について、通常の前保育を開園日の半分以上の日数、1日2時間以上を開設していれば、基礎単価が受け取れる仕組みとなっているが、ユーザー目線で必要な開設日や開設時間が確保されているとは言い難い水準ではないか。基礎単価の要件となっている平日の開催日数や開設時間数を増やし、長期休暇中の実施も要件に含めることなど、補助金の構造を見直すべきである。また、補助金により保育者の処遇が改善しているかなど、補助金の効果も丁寧にモニタリングすべきである。

以上です。

○星屋次長 ありがとうございます。何か補足等はよろしいでしょうか。

それでは、最後に大臣からお願いいたします。

○河野行政改革担当大臣 ありがとうございます。総理の所信にも出ているあれですから、待機児童の解消というのは、真剣に早急にやらなければならないと思いますが、恐らくその先には潜在的な待機児童と言われている、かなり大きなグループがあって、ここも無視できない存在になっているのだらうと思います。ぜひ文科省、厚労省、内閣府、縦割りを廃して、この潜在的な待機児童の解消あるいは、その先には恐らく病児保育みたいな保護者のニーズもあるわけですから、もうそこまで解決するのだというつもりでしっかり連携を取って行っていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○星屋次長 ありがとうございます。

以上で、このセッションを終了いたします。